



## 高齢者・障害者の消費者トラブルと成年後見制度

成年後見センター・リーガルサポートえひめ前支部長 司法書士 末光 祐一

近年、愛媛においても**成年後見制度の利用**が増加しています。

その背景には、遺産相続や福祉サービスの契約、紛争や対立があるような時などのほかに、在宅で地域で暮らしている高齢者や障害者が**消費者トラブルに巻き込まれる**ことが多くなり、その対策・対応のために**成年後見制度**が注目されていることがあります。

### 1. 契約について

人は社会の中で日々、色々な契約をしています。契約はお互いに守らなければなりませんし、相手が約束を果たしている限りは、もう一方が勝手に契約を破棄することはできません。

契約とは、法律的に大変強力なものですから、それなりの判断能力も必要になります。あとから、「しまった。…」と思わないためにも、契約の際には慎重でありたいものです。

ただ、勘違いや騙されて契約したとか、事業者が違うことを言ったりして契約してしまったような時には、契約を取り消すことができますが、その要件は厳格で、契約を取り消すことが困難な場合が多いのが現実です。

そこで、訪問販売や電話勧誘販売等の場合、**クーリング・オフ**という制度が設けられており、契約の際に特に問題がなくても、一定期間（例えば、訪問販売では8日間）であれば、契約をなかったこととすることができます。

### 2. 成年後見制度について

それでは、このような制度だけで、高齢者・障害者の消費者トラブルを防ぐことができるのでしょうか。クーリング・オフは、すべての契約に適用することができるわけではなく、あるいは一定の期間を過ぎしまうとクーリング・オフをすることができなくなります。

そのような場合に大きな助けとなるのが、**成年後見制度**です。

ご本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所からご本人のために**成年後見人、保佐人、または補助人**と呼ばれる人が選ばれて、ご本人を見守っていきます。

もし見守りながら、ご本人が騙されて契約をしたとか、後から契約したことを後悔しているとか、本人にとって必要でないと思われる契約がされているなど、そのまま契約を続けることが好ましくないような時は、

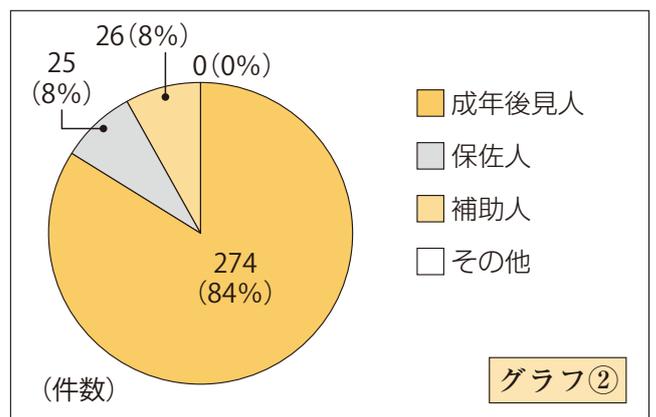
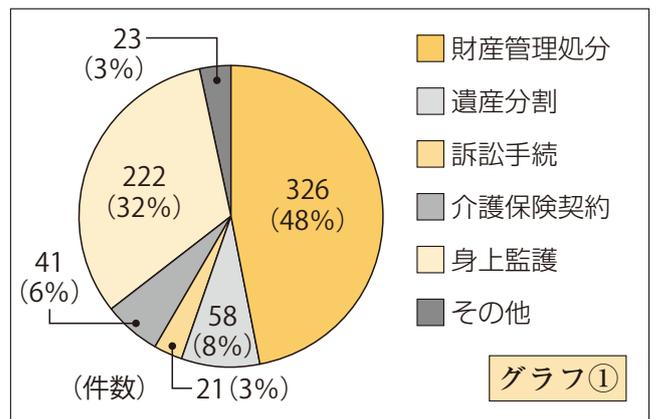
成年後見人等はその契約を取り消すことができます。

成年後見人、保佐人、または補助人によって取り消すことのできる範囲には差がありますが、この取消しの効力は絶大です。クーリング・オフのような要件はありませんので、成年後見人等の同意がないままなされた契約は、どのような種類・内容の契約であっても、いつでも取り消すことができるわけです。

地域や在宅で生活を送られている方々にとって、重要な契約や高額な物の購入などについては、成年後見人等が関わることによって、ご本人にとって適切な契約ができ、必要でない契約がなされていた場合には、いつでも取り消すことによって被害の回復を図ることが容易になります。

では、**県内の成年後見制度の利用状況**はどうなっているのでしょうか。

利用の動機（グラフ①）は、財産管理や身上監護などが多くなっていますが、これからは消費生活の不安を理由に利用される方も増えるでしょうし、財産管理の中には消費者問題に対する不安も含まれている場合もあるでしょう。

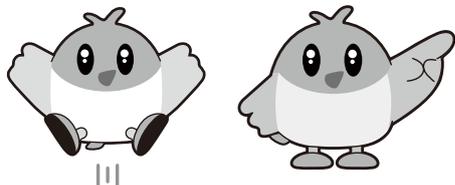
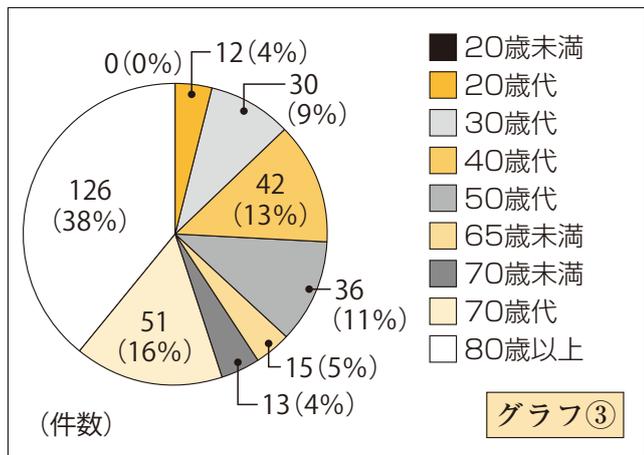
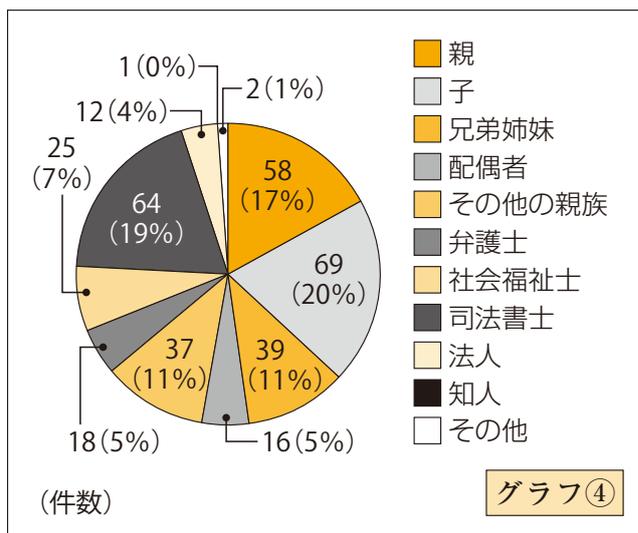


成年後見人等の種類（グラフ②）では、成年後見人が圧倒的に多いものの、これからは保佐人、補助人も増えることが予想されます。

ご本人の年齢（グラフ③）は、高齢社会であっても**70歳以上の方が半数以上**であるものの若い方で障害や病気で判断能力の低下した方の利用も増えています。

成年後見人等に選ばれた人（グラフ④）は、約3分の2が親子などの親族ですが、**司法書士、弁護士、社会福祉士などの専門家も約3分の1**を占めています。

相続、訴訟、紛争、対立、福祉サービスなどご本人の置かれた複雑な社会の中では、専門家への期待が高まっていますし、消費者問題への関心が高まる中、ますます専門職後見人が求められています。



### 3. 終わりに

平成12年から始まった成年後見制度について、その言葉を聞いたことはある方も多いのではないのでしょうか。でも、その内容までは詳細に理解している方は、まだまだ少ないのではないのでしょうか。

私たち司法書士も、成年後見の専門家の一員として、家庭裁判所や県、福祉機関などと連携しながら、必要とされている県民が、いつでも、どこでも、より良い成年後見制度を利用することができるよう、今以上に体制を整えていきます。

これをきっかけに、少しでも成年後見制度について理解を深めていただいて、もしもご自分あるいは身近な方に判断能力が低下した方があり、お1人で消費生活を送ることに不安があるような場合には、ぜひ、成年後見制度の利用を考えてみてはいかがでしょうか。

## 第3回消費生活川柳優秀作決定

多数の御応募有難うございました。  
合計63句の投句があり、選考の結果、次の2句を選句しました。受賞おめでとうございます。

松山市ペンネームこうちよしたか作  
内職で  
貯金減らして  
疲労貯(た)め

松山市ペンネームよしえ作  
押し買いに  
思い出の品  
持ち去られ

## 消費生活川柳(第4回)の募集! (締切2月15日)

県消費生活センターでは、消費者トラブルに対する注意喚起や消費者意識啓発など、消費生活についての川柳を募集します。(応募方法)

「作品」「住所」「氏名」「電話番号」を記載し、はがき・FAX・メールにてご応募ください。

募集期間：平成24年1月15日～2月15日まで(当日必着)

優秀作：2名(図書カード1,000円進呈)

応募先：愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

FAX：089-946-5539

Eメール：seikatu-center@pref.ehime.jp

なお、優秀作は、次回誌面にて御紹介します。(ペンネームでの掲載を希望される場合は、ペンネームも付記してください。)

作品については、一切の権利を愛媛県が有することとします。

(返品不可)

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
089-912-2337

愛媛県消費生活センター 〒791-8014 松山市山越町450番地

089-925-3700(相談専用) 089-946-5539 (FAX)